

## 災害時等における電気自動車による電力供給に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社赤福（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する避難所において、電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （避難所）

第2条 本協定における避難所は、伊勢市生涯学習センターいせトピア（伊勢市黒瀬町562番地12）とする。

### （電気自動車の貸与要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、避難所が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（別記様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

### （電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合で、かつ、当該要請に対応することが合理的に可能な場合に限り、電気自動車を貸与することに努めるものとする。

### （供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

### （電気自動車の移動）

第6条 電気自動車による営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と避難所間の移動は、乙の責任において行い、原則として乙が行うものとする。

### （管理）

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車の取り扱いは、甲、乙の協議により取り決め、甲が管理する。

### （故障等の対応）

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、甲に明らかな過失のある場合を除いて、甲は責任を負わ

ないものとする。

2 原状復帰の方法については、甲、乙が双方協議して決めることとする。

(返却)

第9条 電気自動車の返却時期については、避難所の閉鎖等を勘案し、甲、乙が双方協議して決めることとする。

(定期協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から2020年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年5月29日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市宇治中之切町26番地

株式会社赤福

取締役社長補佐 平居 肇